

## 法令適用事前確認手続照会書

平成 28 年 08 月 29 日

消費者庁表示対策課長 殿

照会者氏名 木曾 崇

住所（法人にあっては代表者の氏名を付記）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-3-1

連絡先

担当者名 木曾 崇



（代理人による照会の場合は、上記に加え、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること）

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

## 記

## 1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法 第4条

## 2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

- ・ 当社（株式会社国際カジノ研究所）は、カジノ、および宿泊、飲食、ショッピングセンター、その他各種アミューズメント施設に関する調査、およびコンサルティング事業等を業務としている。
- ・ 当社は、オンライン上において対戦型のパズルゲームを一般消費者に供給する事業を営む具体的な予定があるところ、当該パズルゲームの認知普及のためのプロモーションの一環として、当該パズルゲームの提供期間中に、当該パズルゲームを利用した

賞金制大会を開催し、その大会における成績優秀者に対して賞金を提供するという企画を考えている。

当社は、この大会の主催者あるいは協賛者という立場で参加することを予定しているが、いずれの立場であっても、大会における「成績優秀者」に対する賞金については当社が準備する。賞金の原資は、当該パズルゲームにおける有料コンテンツの売上の20%とする予定である。

- この大会に参加を希望する者から参加料や入場料を徴収することはない。
- 大会は、有料コンテンツで遊戯したことがあるユーザー（有料ユーザー）や無料でのみ遊戯しているユーザー（無料ユーザー）のほか、そもそも遊戯したことがない者であっても、オンライン上の特設サイト（パズルゲームのサイトとは別の誰でもアクセスすることが可能なサイト）にあるフォームから出場登録を行った後、メールにて受け取った出場証を大会当日の会場にて提示すれば参加することができる（なお、それ以外の方法で参加することはできず、仮に応募多数となった場合は先着順とする予定である。）。
- 大会当日は、大会の参加者からは参加料や入場料を徴収しないが、その大会を観戦するために集まった観衆から入場料として1000円を徴収する予定である。
- 大会は、上記特設サイトのほか、主にネットメディアもしくは関連する紙メディアを用いて、広く告知することを予定している。
- この大会で使用するパズルゲームは、スマートフォンやパソコン上にて遊戯することができるものであり、スマートフォン等に当該ゲームのアプリケーションをインストールするのは無料である。また、このパズルゲームは、一定時間内に無料でプレイすることができるゲーム回数に制限があるが、有料で提供することを予定しているコンテンツ（アイテム）を購入することにより、その制限を越えた回数のゲームを行うことができる（いわゆる「スタミナ制」）。このほか、有料で提供することを予定しているコンテンツは、パズルゲーム内で使用するキャラクター等の見た目を変えるためのスキン（いわゆる「着せ替え機能」）がある。それ以外に有料で提供する予定のコンテンツはない。大会の中では、参加者は有料で提供されるコンテンツを利用することはできるが、ゲームの勝敗に影響を与えない。
- 大会は、参加者1対1の個人戦又は団体戦において対戦型のパズルゲームを行い、先にゲームオーバーとなった方が敗者となり、対戦した相手方よりも長くゲームを続けられた方が勝者となる。また、対戦形式は、トーナメント制であり、上位まで勝ち抜いた参加者が成績優秀者となる。
- 大会では、参加者のゲームに対する熟達度によりゲームの勝敗が決し、それにより成績優秀者が決まることとなる。大会当日の会場にて成績優秀者の発表を行うが、表彰は安全上の配慮により賞金額を記入したパネルを手渡すのみであり、賞金額は、後日、成績優秀者の銀行口座に振り込むことを予定している。

- ・ 大会で参加者が使用する機器は、主催者側で準備する予定である。
- ・ 大会前に自ら有していたキャラクターを用いて参加することもできる。しかし、有料で提供されているコンテンツは、上記に記載したとおりのもの（スタミナ制、着せ替え機能）しかないため、大会上、有料ユーザーが有利になるということはなく、無料ユーザーであっても、プレイ歴の長い者や、プレイ暦が短くても適時ゲームを繰り返しプレイしているといったような者であれば、「成績優秀者」として賞金を獲得する可能性は十分にある。
- ・ 大会の会場は、決定したものはないが、自社とは関係ない第三者が運営する施設（ライブハウスやイベントホールなど）を利用する予定である。会場において、主催者、協賛者等が具体的な商品又は役務の販売、勧誘行為を行うことはないが、当該施設においては、飲食物が販売されている場合があるところ、その売上はあくまでも第三者に帰属し、主催者、協賛者等（当社含む。）には一切入らない。

### 3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

本ゲーム大会は：①自社ゲームの有料利用を前提とせず、広く一般に参加を呼び掛けるものであり、その大会で賞金が提供されたとしても取引に付随する経済的利益の提供とはいえない。②また、当該イベントの開催において観衆から入場料が徴取されているとしても、その観衆が大会参加者とは異なる第三者である場合には、そこで発生する取引行為の主体と、ゲームの勝敗によって経済的利益を供する主体が異なる者になることから、ここに取引付随性は生まれない。よって、このような大会で提供される賞金は景品表示法の規制対象とはならない。

### 4 公表の遅延の希望（希望する場合のみ）

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期